

平成 27 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 87 号

佐伯市職員の退職手当に関する条例及び佐伯市職員の再任用に関する条例の一部改正について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律における地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、共済年金に関する規定の削除等が行われたため、当該条例において同法の規定を引用している条項について、整理をしようとするものである。

議案第 88 号

佐伯市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

国家公務員退職手当法の一部改正の趣旨に鑑み、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、国の退職手当制度に準じて、退職手当の調整額に係る規定を整備しようとするものである。

1 退職手当の調整額の改正

退職した職員の退職前の職責（5年分）に応じて加算することとされている調整額を次表のとおり改定する。

区 分	対応する職員	調整額（月額）	
		改正前	改正後
第1号区分	給料表8級に相当する職員	45,850円	59,550円
第2号区分	給料表7級に相当する職員	41,700円	54,150円
第3号区分	給料表6級に相当する職員	33,350円	43,350円
第4号区分	給料表5級に相当する職員	25,000円	32,500円
第5号区分	給料表4級に相当する職員	20,850円	27,100円
第6号区分	給料表3級に相当する職員	16,700円	21,700円
第7号区分	その他の職員	零円	零円

2 勤続期間24年以下の退職者への調整額の支給

これまで、第6号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととされていたが、他の区分と同様、支給の対象とする（国家公務員の改正と同様）。

議案第 89 号

佐伯市災害対策本部条例の一部改正について

災害対策基本法の一部改正に伴い、当該条例の趣旨規定において、同法の規定を引用している条

項の整理をしようとするものである。

議案第 90 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について

国民一人一人に個人番号を付番し、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認することが可能となることにより、行政手続を簡素化し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に資するため、社会保障・税番号制度が導入される。

番号制度を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供並びに佐伯市個人情報保護条例の特例に関し、新たに条例を制定しようとするものである。

<主な制定内容>

1 地方公共団体独自の個人番号の利用（独自利用）

(1) 法定事務以外の事務における個人番号の利用（第4条第1項）

個人番号が利用できる範囲は、番号法に定められた法別表第1に規定される事務（法定事務）と、これらに類する事務であって条例で定めるもの（独自利用事務）とされていることから、個人番号の利用により一層の効率的な執行が可能となる事務について独自利用事務として規定する。

機関	事務
1 市長	佐伯市市営住宅条例（平成17年佐伯市条例第331号）によるその他住宅の管理に関する事務（以下「その他住宅の管理事務」という。）であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助に関する事務（以下「就学援助事務」という。）であって規則で定めるもの

(2) 庁内連携による個人番号の利用（第4条第2項）

独自利用事務を行う上で、同一団体内同一機関内（庁内）の他の番号利用事務との情報連携（庁内連携）を行うことで、利用者の利便性の向上や事務の効率化等が図れることから、庁内連携を行う事務及び特定個人情報を規定する。

機関	事務	特定個人情報
1 市長	その他住宅の管理事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

(3) 法定事務の庁内連携による番号利用（第4条第3項）

法定事務に係る他団体等との情報連携は、番号法にて規定されているが、庁内連携を行うことについては規定されていないので、条例にて規定する。

番号法では、異なる行政機関間（市と国間等）での特定個人情報のやりとりができることのみを規定しているため、庁内で特定個人情報のやりとりをする場合は、条例に定める必要があるこ

とから、番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携を庁内で実施できることを規定する。

2 地方公共団体の他の執行機関への特定個人情報の提供（第5条）

地方公共団体の同一団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合には、条例に規定する必要があることから、事務及び提供する特定個人情報を規定する。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

議案第91号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯市地域の元気臨時交付金基金条例及び佐伯市子宝支援事業条例の2条例を廃止しようとするものである。

佐伯市地域の元気臨時交付金基金条例については、国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、平成25年12月議会において基金の設置のための条例制定を行った。地域の元気臨時交付金の対象となる事業の完了に伴い、基金を全額取り崩し充当したため、当該廃止するものである。

佐伯市子宝支援事業条例については、大分県と県内市町村との連携による不妊治療に係る新たな助成制度の構築に伴い、当該条例を廃止するものである。

議案第92号

佐伯市過疎地域自立促進計画の変更について

佐伯市過疎地域自立促進計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成22年度から平成27年度を計画期間とする過疎地域自立促進計画に、生活環境の整備を図るため、エコセンター番匠ストックヤード建設事業、廃棄物運搬車両整備事業及びし尿処理施設「クリーンセンター」ダンプトラック購入を追加するとともに、社会教育施設の整備を図るため、米水津海辺の村交流館改修事業を追加するものである。

議案第93号

財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（水-I B型））

常備消防管理分の水槽付消防ポンプ自動車を経年劣化に伴い新たに購入する必要がある。この車両の購入に当たり、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎購入予定車両 水槽付消防ポンプ自動車（水－I B型）1台

◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

新日本消防設備（株）	45,350,000円（落札）
（株）消防防災	54,500,000円
（株）コテガワ	68,000,000円
（株）ナカムラ消防化学	辞退
（株）富士総合防災	辞退
九州丸防設備（株）	辞退

◎予定価格 50,433,840円（税抜き 46,698,000円）

◎落札業者及び購入予定金額（消費税を含む金額）

新日本消防設備（株）	48,978,000円 (落札率 97.11%)
------------	-----------------------------

議案第94号

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）

議案第93号と同様の議案である。

非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置を経年劣化に伴い新たに購入する必要がある。この車両及び装置の購入に当たり、議会の議決を求めようとするものである。

◎購入予定車両等 小型動力ポンプ（B3）付積載車（普通車・2WD） 6台
小型動力ポンプ（B3）付積載車（軽四・2WD） 1台
林野火災用可搬式散水装置 21個

◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

新日本消防設備（株）	29,830,000円（落札）
（株）消防防災	30,310,000円
（株）コテガワ	39,928,000円
（株）ナカムラ消防化学	辞退
（株）富士総合防災	辞退
九州丸防設備（株）	辞退

◎予定価格 34,346,160円（税抜き 31,802,000円）

◎落札業者及び購入予定金額（消費税を含む金額）

新日本消防設備（株）	32,216,400円 (落札率 93.80%)
------------	-----------------------------

議案第95号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

市営住宅の下梶寄住宅について、入居申込の状況、施設の老朽化、地区の意向等を総合的に勘案して、用途廃止をするため、条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条

の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない議案である。

議案第96号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（米水津大字小浦及び大字竹野浦）

市道小竹線歩道設置事業の公有水面埋立工事のしゅん功により、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。

埋立ての場所：米水津大字小浦字柏ノ浦56の5、56の4の各地先の公有水面ほか周辺9区画の公有水面

埋立地の用途：道路用地

埋立地の面積：1,486.61㎡

編入する字：米水津大字小浦字柏ノ浦ほか3つの字

議案第97号

平成26年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成26年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を自己資本金、減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金としてそれぞれ処分し、その残余を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成26年度の水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金362,557,606円のうち、自己資本金に234,464,443円、減債積立金に20,000,000円、建設改良積立金に10,000,000円、利益積立金に5,000,000円処分し、その残余となる93,093,163円は翌年度繰越利益剰余金とする。

議案第98号

佐伯市条例の廃止に関する条例等の一部改正について

佐伯市住民基本台帳カード利用条例を廃止し、並びに佐伯市印鑑条例及び佐伯市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

佐伯市住民基本台帳カード利用条例については、社会保障・税番号制度導入後においては住民基本台帳カードは廃止されるため、当該条例を廃止するものである。

佐伯市印鑑条例の一部改正については、個人番号カードを本人確認書類として追加するとともにコンビニのキオスク端末で印鑑登録証明書の交付を行うことができるようにするほか、住民基本台帳カード廃止に伴う所要の規定整備をしようとするものである。

佐伯市手数料条例の一部改正については、住民基本台帳カードの交付手数料に関する規定を削除し、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る規定の整備をしようとするものである。

議案第99号

佐伯市保育所条例の一部改正について

子ども・子育て支援新制度の施行による利用定員の設定に伴い、利用定員の見直しが必要となった場合に迅速に対応することができるようにするため、保育所の定員に係る規定を規則において定めるための整備をしようとするものである。

議案第 100 号

佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

平成 28 年度から、向陽小学校及び色宮小学校を統合し、新たに米水津小学校を設置することに伴い、向陽小学校及び色宮小学校を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない議案である。

議案第 101 号

工事請負契約の締結について（平成 27 年度蒲江統合小学校屋内運動場建設（建築主体）工事）

平成 27 年度蒲江統合小学校屋内運動場建設（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- ◎工期 平成 28 年 6 月 17 日まで
- ◎予定価格 229,143,600 円（税抜き 212,170,000 円）
- ◎最低制限価格 206,229,240 円（税抜き 190,953,000 円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

平倉・谷川特定建設工事共同企業体	197,000,000 円（落札）
菅・佐々木特定建設工事共同企業体	198,000,000 円
- ◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）

大分市中島中央 3 丁目 1 番 11 号	
平倉・谷川特定建設工事共同企業体	
代表構成員 平倉建設株式会社	
代表取締役 平倉 啓貴	212,760,000 円
	（落札率：92.85%）

議案第 102 号

工事請負契約の締結について（平成 27 年度八幡地区公民館建設（建築主体）工事）

議案第 101 号と同様の議案である。

平成 27 年度八幡地区公民館建設（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするものである。

- ◎入札方式 指名競争入札
- ◎工期 平成 28 年 8 月 31 日まで
- ◎予定価格 187,176,960 円（税抜き 173,312,000 円）
- ◎最低制限価格 168,459,264 円（税抜き 155,980,800 円）
- ◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

谷川建設工業（株）	172,800,000 円（落札）
（株）疋田建築	172,980,000 円

(株) ヤマト富永工務店	173,256,319 円
旭産業 (株)	辞退
小代築炉工業 (株)	辞退
恵藤建設 (株)	辞退
(有) 宮成工務店	辞退
現代建設 (株)	辞退

◎契約の相手方及び契約金額 (消費税を含む金額)

佐伯市常盤南町 8 番 33 号
谷川建設工業株式会社

代表取締役 谷川 憲一 186,624,000 円

(落札率 : 99.70%)

議案第 103 号

佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について

道路運送法施行規則の一部改正に伴い、コミュニティバスの運行の種類について、同法施行規則の規定を引用している条項の整理をしようとするものである。

議案第 104 号

財産の取得について (地方卸売市場統合整備事業用地)

地方卸売市場統合整備事業用地として土地を取得することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

◎買収する土地 佐伯市大字長谷字藤川川付 4922 番 1 ほか 1 筆 652.21 m²

【買収済面積 11 筆 4,563.85 m²、全体の買収予定面積 19 筆 10,270.06 m²】

◎買収の相手方 佐伯市中村南町 1 番 1 号 佐伯市土地開発公社

【全体の買収の相手方 9 (個人 8 人 法人 1 社)】

◎買収の方法 随意契約

◎買収予定価格 1,845,887 円

【全体の買収予定価格 33,654,434 円】

議案第 105 号

工事請負契約の締結について (平成 27 年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事)

議案第 101 号と同様の議案である。

平成 27 年度漁港施設機能強化事業元猿漁港整備工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするものである。

◎入札方式 要件設定型一般競争入札 (事後審査型)

◎工期 平成 28 年 3 月 15 日まで

◎予定価格 194,556,600 円 (税抜き 180,145,000 円)

◎最低制限価格 170,431,581 円 (税抜き 157,807,020 円)

◎入札業者及び入札金額（消費税を含まない金額）

南九・丸和特定建設工事共同企業体	158,200,000 円	（落札）
庄司・谷川特定建設工事共同企業体	173,500,000 円	
小野明・佐々木特定建設工事共同企業体	156,816,666 円	最低制限未満
風戸・石田特定建設工事共同企業体	157,290,000 円	最低制限未満
小田・建工特定建設工事共同企業体	157,390,000 円	最低制限未満
東豊・盛田特定建設工事共同企業体	157,600,000 円	最低制限未満

◎契約の相手方及び契約金額（消費税を含む金額）

佐伯市 9030 番地

南九・丸和特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社南九建設

代表取締役 佐藤 優

170,856,000 円

（落札率：87.82%）

諮 問

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 西嶋信子）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち西嶋信子（にしじま のぶこ）委員の任期が平成 27 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 金田憲子）

諮問第 5 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち金田憲子（かねだ のりこ）委員の任期が平成 27 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

諮問第 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 柴富洋一郎）

諮問第 5 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち柴富洋一郎（しばとみ よういちろう）委員の任期が平成 27 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 27 年 8 月 11 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市立下堅田小学校体育館で発生した人身事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市弥生大字山梨子 368 番地 1 出納巧也

事件の概要：平成 27 年 3 月 3 日午後 8 時 30 分頃、佐伯市立下堅田小学校体育館において、相手方が、バレーボールの練習のためネットを張る際、ネット巻きの機器の不具合によって右手の甲を負傷（骨折・創傷・打撲）した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：463,760 円（保険適用範囲内）

（治療費：23,060 円、休業損害 188,100 円、慰謝料：252,600 円）

報告事項

第 13 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 14 号報告

一般財団法人三余館の経営状況について

第 13 号報告と同様に、「一般財団法人三余館」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 15 号報告

株式会社道の駅やよいの経営状況について

第 13 号報告と同様に、「株式会社道の駅やよい」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 16 号報告

株式会社うめの経営状況について

第 13 号報告と同様に、「株式会社うめ」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 17 号報告

株式会社かまえ町総合物産サービスの経営状況について

第 13 号報告と同様に、「株式会社かまえ町総合物産サービス」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 18 号報告

有限会社きらりの経営状況について

第 13 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 19 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について

第 13 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 20 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 27 年 8 月 7 日

事故の場所：佐伯市大字鶴望 2825 番地 4 の大分県警察本部佐伯警察署駐車場

相手方：大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県警察本部警察本部長 奥野省吾

事故の概要：平成 27 年 7 月 9 日午後 5 時 5 分頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が市有自動車に乗車する際、書類を置くため右側後部のドアを開けたところ、右側確認が不十分であったため、当該駐車場に駐車中の相手方が所有する普通乗用車に接触し、当該普通乗用車の左側後部を損傷した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：27,000 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：27,000 円）

第 21 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 20 号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 27 年 6 月 18 日

事故の場所：佐伯市常盤西町 10 番 15 号付近の市道常盤 3 号線

相手方：佐伯市向島 2 丁目 10 番 17 号 鹿島五郎

事故の概要：平成 26 年 12 月 16 日正午頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、進行方向左側から同市道を横断しようとした相手方が所有する自転車と接触し、当該自転車の右部及び当該市有自動車の前部を破損した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方
80：20）。

賠償金額：市から相手方へ 30,576 円（車両修理費 保険適用範囲内）

相手方から市へ 39,904 円（車両修理費）